薬局掲示事項

・種別　　保険薬局

厚生労働省が定める基準による調剤を行っています。
当薬局は、患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

・施設基準　　調剤基本料１　地域支援・医薬品供給体制加算２　連携強化加算　バイオ後続医薬品体制加算　電子的調剤情報連携体制整備加算　在宅薬学総合体制加算1
ベースアップ評価料

・公費　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療・生活保護法による医療扶助・障害者総合支援法による更生医療・育成医療・精神通院医療・
原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療・ひとり親家庭医療費助成制度・乳幼児医療費助成制度・重度障害者医療費助成制度
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく医療・労働災害補償保険法に基づく医療・独立行政法人日本スポーツ振興センター法・学校保健安全法

・応需処方箋　　国公立病院・大学病院・病院・医院・歯科医院ほか全国の保険医療機関の処方箋（FAX、Web、オンライン含む）
※処方箋による医師の指示がある場合には、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。

・備蓄医薬品数　　約1500品目
※厚生労働省は後発医薬品（ジェネリック）の普及に積極的に取り組んでいます。医師の指示がある場合を除き、患者さまのご希望により後発医薬品（ジェネリック）に変更できます。当薬局では、後発医薬品（ジェネリック）の調剤に積極的に対応しておりますので、後発医薬品（ジェネリック）について不安のある方は、薬剤師にご相談ください。
また、当薬局は後発医薬品（ジェネリック）を調剤する体制が評価されており、「後発医薬品調剤体制加算」を算定しています。

・明細書　　医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
※明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

・夜間休日加算　　下記時間帯に処方箋を受け付けた場合は通常より若干、負担金が高くなります。
・平日　１９：００以降
・土曜　１３：００以降
・１２月２９日～１月３日（終日）

・保険外負担について　　当薬局では、下記の事項に関して実費で負担いただいております。
・患者さまのご希望に基づく一包化　￥３００／１週間分（処方日数が７またはその端数を増す毎）
・患者さまのご希望に基づく服薬カレンダーの提供　￥１０００
・在宅患者訪問薬剤管理指導に係る交通費　￥実費

・居宅療養管理指導（介護予防含む）
介護事業所番号 2841200484

１.提供するサービスの種類　　居宅療養管理指導　及び　介護予防居宅療養管理指導
薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とは、要介護または要支援認定を受けた患者さまがお薬を安心して安全に使用していただくために、医師の指示のもとに行う訪問サービスです。薬剤師がご自宅や施設を訪問し、あらかじめ策定した薬学的管理指導計画に基づき、薬学的な管理指導（効果の確認・使用上の注意の説明・副作用など身体への影響の継続的確認・管理のサポート等）を本人や家族、施設スタッフ等に対して行い、関係職種への必要な報告を行います。

２.営業日及び営業時間　　９：００～２０：００（月・火・水・金）９：００～１８：００（木）　９：００～１５：００（土）　日祝祭日休み
※緊急時は上記の時間に限りません。

３.利用料金　　①居宅療養管理指導サービス費として
・１回５１８円～１５５４円（ただし月４回まで）
・１回３７９円～１１３７円（単一建物居住者数２人以上）
・１回３４２円～１０２６円（単一建物居住者数１０人以上）
※ただし、別に厚生労働大臣が定める疾患の方の場合１週に２回かつ月８回まで
②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
・１回あたり１００円～３００円加算
③交通費は指定地域外の場合に限り実費を徴収いたします。
上記①～③の他、下記については医療保険制度の負担割合に応じてご負担いただきます。
なお、負担の割合は対象となる保険の種類によって異なります。
❶薬代や薬剤の調整に係る費用の一部
❷在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・・・５００点（５００円～１５００円）
病状の急変等により緊急に訪問し、必要な指導を行なった場合
❸在宅患者緊急時等共同指導料・・・７００点（７００円～２１００円）
病状の急変等により医師、看護師、介護支援専門員等と共に訪問し、共同で必要な指導を行なった場合

・緊急連絡先等　　緊急時の調剤、居宅療養管理に対応できる体制（２４時間）を整備しています。
緊急の調剤を必要とする事態が生じた場合には、下記へご連絡ください。
なお、休日・深夜等営業時間外の緊急の調剤につきましては時間外の手数料がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。
営業時間中は右記電話番号にてご連絡ください。　０７９－５６２－００９１
営業時間　　月・火・水・金　　９：００～２０：００　木９：００～１８：００
土曜日　　９：００～１５：００
上記以外は０７０－５６５２－８４５４（転送）へご連絡ください。
万一これらの電話番号で連絡の取れない場合は下記の協力薬局へご連絡ください。
平野薬局
三田市駅前町1-25
079-562-2120

調剤報酬点数表（令和6年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	区分	主な要件、算定上等	点数
調剤基本料		処方箋受付回数について	
① 調剤基本料1		処方箋受付回数が月40回以下の場合	41点
② 調剤基本料2		処方箋受付回数が月40回を超え月60回以下の場合 月40回を超え、月60回以下 月60回を超え、月80回以下 月80回を超え、月100回以下 月100回を超え、月120回以下 月120回を超え、月140回以下 月140回を超え、月160回以下 月160回を超え、月180回以下 月180回を超え、月200回以下 月200回を超え、月220回以下 月220回を超え、月240回以下 月240回を超え、月260回以下 月260回を超え、月280回以下 月280回を超え、月300回以下 月300回を超え、月320回以下 月320回を超え、月340回以下 月340回を超え、月360回以下 月360回を超え、月380回以下 月380回を超え、月400回以下 月400回を超え、月420回以下 月420回を超え、月440回以下 月440回を超え、月460回以下 月460回を超え、月480回以下 月480回を超え、月500回以下 月500回を超え、月520回以下 月520回を超え、月540回以下 月540回を超え、月560回以下 月560回を超え、月580回以下 月580回を超え、月600回以下 月600回を超え、月620回以下 月620回を超え、月640回以下 月640回を超え、月660回以下 月660回を超え、月680回以下 月680回を超え、月700回以下 月700回を超え、月720回以下 月720回を超え、月740回以下 月740回を超え、月760回以下 月760回を超え、月780回以下 月780回を超え、月800回以下	41点 (イ) 40点 (ロ) 20点 (ハ) 17点
③ 調剤基本料3		特別の調剤基本料を算定する調剤技術料及び薬学管理料の合計額が月40万円を超える場合 イ 月40万円超～月45万円未満 ロ 月45万円超～月50万円未満 ハ 月50万円超～月55万円未満 ニ 月55万円超～月60万円未満 ホ 月60万円超～月65万円未満 ヘ 月65万円超～月70万円未満 ト 月70万円超～月75万円未満 チ 月75万円超～月80万円未満 リ 月80万円超～月85万円未満 ヌ 月85万円超～月90万円未満 ル 月90万円超～月95万円未満 ヲ 月95万円超～月100万円未満 ワ 月100万円超～月105万円未満 カ 月105万円超～月110万円未満 ヨ 月110万円超～月115万円未満 タ 月115万円超～月120万円未満 レ 月120万円超～月125万円未満 ソ 月125万円超～月130万円未満 ツ 月130万円超～月135万円未満 ネ 月135万円超～月140万円未満 ナ 月140万円超～月145万円未満 ラ 月145万円超～月150万円未満 ム 月150万円超～月155万円未満 ウ 月155万円超～月160万円未満 ヰ 月160万円超～月165万円未満 ノ 月165万円超～月170万円未満 オ 月170万円超～月175万円未満 ク 月175万円超～月180万円未満 ヤ 月180万円超～月185万円未満 マ 月185万円超～月190万円未満 ケ 月190万円超～月195万円未満 フ 月195万円超～月200万円未満 コ 月200万円超～月205万円未満 エ 月205万円超～月210万円未満 テ 月210万円超～月215万円未満 ア 月215万円超～月220万円未満 サ 月220万円超～月225万円未満 キ 月225万円超～月230万円未満 ユ 月230万円超～月235万円未満 メ 月235万円超～月240万円未満 ミ 月240万円超～月245万円未満 シ 月245万円超～月250万円未満 ヱ 月250万円超～月255万円未満 ヒ 月255万円超～月260万円未満	(ハ) 25点 (ニ) 30点 (ホ) 35点 (ヘ) 40点 (ト) 45点 (チ) 50点 (リ) 55点 (ヌ) 60点 (ル) 65点 (ヲ) 70点 (ワ) 75点 (カ) 80点 (ヨ) 85点 (タ) 90点 (レ) 95点 (ソ) 100点 (ツ) 105点 (ネ) 110点 (ナ) 115点 (ラ) 120点 (ム) 125点 (ウ) 130点 (ヰ) 135点 (ノ) 140点 (オ) 145点 (ク) 150点 (ヤ) 155点 (マ) 160点 (ケ) 165点 (フ) 170点 (コ) 175点 (エ) 180点 (テ) 185点 (ア) 190点 (サ) 195点 (キ) 200点 (ユ) 205点 (メ) 210点 (ミ) 215点 (シ) 220点 (ヱ) 225点 (ヒ) 230点
④ 特別調剤基本料			50点
⑤ 特別調剤基本料2			30点
内服薬		1日分	3点
屯服薬		1回分	27点
外用薬		1処方箋について	1回目 42点 2回目以降 1回目の半分
調剤		1処方箋について	7日分以下 24点 8日以上14日分以下 32点 15日以上21日分以下 43点 22日以上28日分以下 55点 29日以上 1日分 2点
注射薬			21点
内用薬			9点
外用薬			12点
無菌製法による調剤		1回について	110点
麻薬調剤料		1回について	
内服薬			40点
外用薬			10点
麻薬調剤料（処方箋料）		1処方箋について	麻薬 25点
麻薬調剤料（調剤料）		1処方箋について	麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）		麻薬を含む処方箋の薬剤料の合計額	麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含む処方箋の薬剤料の合計額が1万円を超える場合）			麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含む処方箋の薬剤料の合計額が1万円を超えない場合）			麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含む処方箋の薬剤料の合計額が1万円を超える場合）			麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含む処方箋の薬剤料の合計額が1万円を超えない場合）			麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含処方箋の薬剤料の合計額が1万円を超える場合）			麻薬 25点
麻薬調剤料（薬剤料）（麻薬を含